第二十六条第二項第一号中「鋼と同等」の下に「の材料のものであり、かつ、当該ダクトを構成する防熱材その他の構成材にあっては、不燃性材料」を加え、「断面積が〇・〇二平方メートル以下、長さが二メートル以下のダクトであって管海官庁が適当と認めるものについては」を「管海官庁がその用途等を考慮して差し支えないと認める場合には」に改め、同項第二号イ中「鋼製の」を「適当な厚さの鋼で造られ、かつ、適当に支持され及び補強された」に改め、同号ロ中「耐火性」の下に「（面積が〇・〇七五平方メートルを超えるダクトにあっては、管海官庁が適当と認める耐火性）」を加え、同項第三号中「前号イに掲げる要件に適合する」を「鋼製の」に改め、同号にただし書として次のように加える。

ただし、管海官庁が当該部分の保護を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

同項第四号を次のように改める。

四　調理室のレンジからの排気用のダクトは、次に掲げる要件に適合するものであること。

イ　居住区域又は可燃性物質のある場所を通るものは、当該場所内の部分が適当な厚さの鋼で造られ、かつ、適当に支持され及び補強されたものであること。

ロ　第十条第三項第七号ハ及びニに掲げる要件

同項第五号を削り、同項第六号中「第十条第二項第九号」を「第十条第三項第十号及び第十一号」に改め、同号を同項第五号とし、同項に次の一号を加える。

六　第二号及び第四号の規定により取り付けられる防火ダンパーは、第十条第三項第十二号に掲げる要件に適合するものであること。ただし、管海官庁が防火ダンパーの構造等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

第二十七条第二項中「第二十九条の九第五項」を「第二十七条の十第五項」に改める。

第二十八条に次の二号を加える。

七　発火源とならないよう措置が講じられていること（燃料電池自動車等（船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）第三百二条の十一の燃料電池自動車等をいう。次号において同じ。）を積載するための当該ロールオン・ロールオフ貨物区域に限る。）。

八　吸気口及び排気口には、火炎の侵入を防ぐ適当な防火金網を取り付けたものであること（燃料電池自動車等を積載するための当該ロールオン・ロールオフ貨物区域に限る。）。

第二十九条第二項中「、第十四条」を削る。

第三十一条第二項中「第二十九条の二第二項」を「第二十九条の二第四項」に改める。

第三十七条中「第二十七条の七第二項及び」を「第二十七条の七第一項から」に改める。

第四十条中「第二十五条第一項及び」を「第二十五条第一項及び第二項並びに」に、「第二十七条の七第二項及び」を「第二十七条の七第一項及び第二項並びに」に改める。

第四十六条の二第一項中第十八号を第十九号とし、第十三号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十二号の次に次の一号を加える。

十三　船舶消防設備規則第五条第六号に規定する固定式水系消火装置（船舶における船内の騒音防止の措置を定める告示の一部改正）

第四条　船舶における船内の騒音防止の措置を定める告示（平成二十六年国土交通省告示第六百五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条から第四条までの規定中「第百十五条の四の二」を「第百十五条の四の三」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、平成二十八年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を定める告示の一部改正に伴う経過措置）

第二条　施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶（以下「現存船」という。）については、この告示による改正後の船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を定める告示（第五条第一項第一号を除く。）の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2　現存船であって施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、前項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

（船舶の消防設備の基準を定める告示の一部改正に伴う経過措置）

第三条　現存船については、この告示による改正後の船舶の消防設備の基準を定める告示の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2　現存船であって施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、前項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

（船舶の防火構造の基準を定める告示の一部改正に伴う経過措置）

第四条　現存船については、この告示による改正後の船舶の防火構造の基準を定める告示第十条、第二十一条、第二十六条及び第二十八条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2　現存船であって施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、前項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

〇東北地方整備局告示第二百五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十二日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
多賀城市八幡字一本柳三番一から同市市川字多賀前一〇番まで	前	A　二二・九〇～三〇・一七メートル	一・八〇〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　二二・九〇～三〇・一七メートル B　一一・〇一～一六・〇八メートル	一・八〇〇キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

〇東北地方整備局告示第二百六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十二日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	多賀城市八幡字一本柳三番一から同市市川字多賀前一〇番まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年十二月二十二日

〇関東地方整備局告示第四百三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十二日　関東地方整備局長　石川　雄一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
八王子市館町一〇九七番四五地内	前	一四・一六～八一・〇〇メートル	〇・〇二九キロメートル
	後	四一・六七～八一・〇〇メートル	〇・〇二九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局相武国道事務所